

1 機器の条件

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 千円紙幣が使用できること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) キャッシュレス決済（交通系ICカード、二次元コード等）に対応した自動販売機であること。

2 販売条件

- (1) 飲料を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。
- (2) 各施設の販売条件については、別紙1「入札物件一覧表」のとおりとする。
- (3) 標準販売価格（定価）より10円引き以上とすること。

3 安全対策に係る条件

(1) 設置

自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。

(2) 食品衛生等

衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。

(3) 防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化技術基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、借主の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、借主の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようすること。
- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、貸主の責に帰する事由による場合を除き、借主がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、貸主の責に帰することが明らかな場合を除き、貸主はその責を負わない。

(8) 借主は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

(9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、借主が負担すること。

(10) 借主は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、借主は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。

なお、電気料金の額は、子メーターにより検針した各月に使用した電気量に、当該自動販売機を設置する庁舎における各月の電気料金の単価を乗じた額の1円未満を切捨てた額とし、四半期ごとに清算するものとする。ただし、城山発電所に含まれる発電総合制御所については、その電気売買契約に統合され、送配電事業者の定める揚水発電所に適用する特別措置により電気料金の単価が算出できないため、当施設を管理する相模川発電管理事務所の電気料金の単価を使用するものとする。

また、各月の電気料金の単価は、庁舎全体の電気使用料の請求書から積算し、その電気使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を電気使用量で割り、結果を小数点第3位以下切捨てて算出する。

(11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を貸主あてに提出すること。

(12) 既存の自動販売機との切り替えとなるものについて、設置は貸主と協議の上、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始が令和8年4月1日より後の日となった場合においても、借主は貸付料の減額を求めることができない。

(13) 借主は、各施設管理者の指示に従い、自動販売機を設置すること。

(14) 借主は、自動販売機の設置後、速やかにキャッシュレス決済が正常に動作することを確認し、確認日、施設名、動作確認の方法、確認結果及び確認者等を記載した報告書（任意様式）を作成して貸主に提出すること。

なお借主は、キャッシュレス決済に不具合が発生した場合、速やかにその原因を調査し、不具合解消に向けた是正措置について貸主と協議すること。不具合が解消できない場合は、代替手段や対応策を貸主と協議し、適切な対応を講じること。

5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を貸主あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に隨時に、前月までの売上について貸主が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを貸主に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）

回収したペットボトル本体は、ペットボトル原料としてのリサイクルに努めること。

7 その他

(1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、貸主の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度借主と貸主とで協議の上、定めるものとする。
- (5) 下記の施設内において、ガロンボトルに水を入れ、冷水・温水が出る可搬式ウォーターサーバーを設置している。

ウォーターサーバーの設置状況

No.	設置場所	所在地	設置台数
1	相模原水道営業所	相模原市中央区光が丘2-18-56	1
2	津久井水道営業所	相模原市緑区中野252-1	1
3	鎌倉水道営業所	鎌倉市御成町12-18	1
4	藤沢水道営業所	藤沢市鵠沼石上2-6-1	1
5	茅ヶ崎水道営業所	茅ヶ崎市本村4-5-22	1
6	海老名水道営業所	海老名市上郷717	1
7	大和水道営業所	大和市西鶴間3-12-18	1
8	寒川第3浄水場	高座郡寒川町宮山4271	1
9	谷ヶ原浄水場	相模原市緑区谷ヶ原2-6-1	1

(別添)

回収容器のリサイクルフロー

1 フローの内容

フローは任意様式とし、次の①から④の内容を含むこと。

① 回収物の種類

例 スチール缶、アルミ缶、ガラス瓶、紙容器、ペットボトル

② 回収物の処理（運搬及び処分）を委託する場合は、委託先の名称、住所等

例 収集運搬業者 (株)○○ ○○県○○市○○町○一○

中間処理事業者 (株)×× ××県××市××町×一×

③ ②以外で、回収物のリサイクル工程で処理を行う各事業者の名称、住所等

例 2次処理業者 (株)□□ □□県□□市□□町□一□

3次処理業者 (株)△△ △△県△△市△△町△一△

④ 回収物の再生利用用途

例 スチール缶 → スチール缶原料等

アルミ缶 → アルミ缶原料等

ビン → ビン原料等

紙容器 → 紙、段ボール原料等

ペットボトル → ボトル：ペットボトル原料等

キャップ：プラスチック製品原料等

ラベル：燃料化等

2 フローの記載例

